

## 令和6年度秋田県市民後見人養成基礎研修開催案内

令和6年度秋田県市民後見人養成基礎研修は、秋田県から一般社団法人秋田県社会福祉士会権利擁護センターばあとなあ秋田への委託により実施される研修です。

### 1 目的

少子高齢化や人間関係の希薄化が進む中で、地域で暮らす認知症高齢者や知的障害者などの判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安全・安心に自分らしい生活ができるよう、全国的に「成年後見制度」のニーズが高まってきています。対して、後見人の担い手不足が危惧されていることから、権利擁護や社会貢献に関心のある市民が、「市民後見人」として活躍することが期待されています。

本研修は、地域で活躍する市民後見人を養成するとともに、権利擁護に携わる市町村職員等の資質の向上や、権利擁護について広く県民の皆様に理解していただき、身近な支援者になっていただくことを目指しています。

### 2 日時・会場・定員 ※中央地区は会場が変わりますのでご注意ください。

#### ◆1日目 8月31日(土) 9時30分～16時00分

県北	北部シルバーエリア	視聴覚室	(大館市十二所平内新田237-1)
中央	秋田県社会福祉会館	10階大会議室	(秋田市旭北栄町1-5)
県南	南部シルバーエリア	視聴覚室	(横手市大森町字菅生田245-34)

#### ◆2日目 9月8日(日) 9時30分～15時40分

県北	北部シルバーエリア	視聴覚室	
中央	中央シルバーエリア	視聴覚室	(秋田市御所野下堤5丁目1-1)
県南	南部シルバーエリア	視聴覚室	

#### ◆3日目 9月15日(日) 9時30分～16時00分

県北	北部シルバーエリア	視聴覚室	
中央	秋田県社会福祉会館	10階大会議室	
県南	南部シルバーエリア	視聴覚室	

定員：県北20名、中央40名、県南20名

※定員の都合上、受講決定は8月中旬に「受講決定通知」の発送をもって行います。

### 3 受講対象者

- (1) 全日程の受講が可能な方(必須)
- (2) 権利擁護に関心がある方
- (3) 仕事上、権利擁護や成年後見制度に関する知識を必要とする方
- (4) 社会貢献活動のひとつとして「市民後見人」を考えている方
- (5) 親族後見人または親族後見人になる予定のある方
- (6) 令和7年度実施予定の実践研修への参加を考えている方

### 4 開催形式

- ・各会場への参集型とし、オンライン参加はできません。
- ・中央会場をメイン会場とし、県北・県南会場にはオンラインで講師映像を投影して開催します。

## 5 受講料・テキスト

- ・受講料及びテキスト代は無料です。テキストは受講決定者に配布します。
- ・受講会場への交通費、昼食（各自持参）代については本人負担となります。

## 6 カリキュラム

別紙参照

## 7 申込について

別紙申込書により、郵送、FAX、またはメールで申し込んでください。

※FAXでの申込の場合は、届いているかどうかの確認の電話連絡をお願いします。

【郵送先】〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内

(一社) 秋田県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ秋田 宛て

【FAX】018-896-7882

【メール】partner.akita@gmail.com

**申込締切 令和6年7月31日(水)**

※メール・FAXは必着、郵送は当日消印有効

※受講決定者には8月中旬を目途に受講決定通知書と研修資料を送付します。

## 8 修了者について

- ・本研修の全日程を修了した方は、市民後見人名簿に仮登録となり、令和7年度に実施予定の「令和7年度秋田県市民後見人養成研修 基礎研修・実践研修」のうち、基礎研修の受講が免除となります。基礎研修及び実践研修を修了された方には修了証が授与されます。

## 9 留意事項

「市民後見人」は、専門職後見人、親族後見人等と区別するための名称であり、資格ではありません。

## 10 個人情報

取得した個人情報は、本研修の運営及び在住市町村への情報提供以外の目的には使用しません。

## 11 事務局

一般社団法人 秋田県社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ秋田

不明な点は電話、またはメールでお問い合わせください。

TEL：018-896-7881（平日9：30-16：30）

E-mail：partner.akita@gmail.com

## 12 会場アクセス

各会場のホームページよりご確認ください。

◆北部シルバーエリア <https://www.silverarea.jp/hokubu>

◆中央シルバーエリア <https://www.silverarea.jp/chuou>

◆南部シルバーエリア <https://www.silverarea.jp/nanbu>

◆秋田県社会福祉会館 <https://www.akitakenshakyu.or.jp/kaikan/user-guide/>